

令和4年度 合志楓の森小学校 服装のきまり

合志市立合志楓の森小学校

学校は、学びの場です。子どもたちが充実した学校生活を送っていくうえで、守らなければならない決まりがあります。下記のことをしっかり守って、楽しい学校生活を過ごせるようにしましょう。

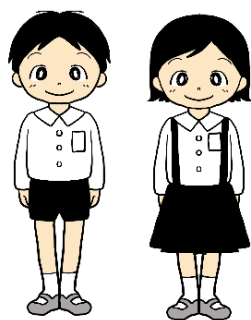
1 本校では、下記の条件を備えている服装を標準とします。上下とも無地となります。

- 白系統の無地のブラウス、シャツ(ポロシャツは可)
- 黒または紺の無地のセーター、ベスト(カーディガンは不可)
- 黒または紺の半ズボン、スカート、キュロットのいずれかを着用(体育用短パンは不可)

※なお、体質、体格、病気等で都合が悪いと思われる場合は、担任まで連絡してください。

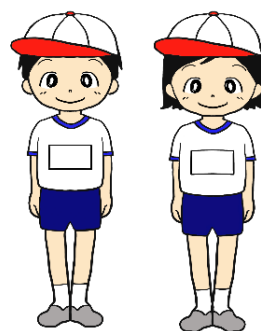
- 2 名札はきちんと左胸のところに付けてください。不審者への安全対策のため、名札は学校に置いておき、登下校中はつけません(ただし、1年生については着用します)。
- 3 寒暖にあわせて、セーター、ベストを着用してください。※アンダーウェア(ハイネック)は着用しません。
- 4 11月から3月までの寒い時期の登下校については、ジャンパー、トレーナー、長ズボン、タイツを着用しても構いません。手袋やネックウォーマーの着用も可能です。
- 5 12月から2月までについては、校内での長ズボン着用も可能です。
- 6 安全面を考慮して、登下校は帽子をかぶります。1年生は黄色い帽子をかぶります。2年生以上は、色の指定・制限はありません。
- 7 体育服については次のとおりです。
 - ・ 白の半袖(冬は長袖も可)、赤白帽子(必ず、あごひものあるもの)
半袖の下から長袖の肌着を出しません。また、タイツ等を着用している場合は、体育時はぬぎます。
 - ・ 紺の短パン※転入生は、今もっているものでかまいません。
 - ・ 胸と背にゼッケンをつける。ゼッケンの色の指定はありません。
- 8 校内では、上靴を使用します。
- 9 学校では、標準服・体育服ともシャツはズボン・スカートの中に入れます。
- 10 その他の規定については、中学生に準じます。

※髪が長い場合は、安全面・衛生面を考慮して、きちんと結びます。
※髪を結ぶ際のゴム・シュシュについては、学習する場にふさわしいものを使用します。また、安全面からカチューシャは使用しません。
※児童の健康保持及び学習する場であることから、髪を染めたり、パーマをかけたらしません。



- ・白系統のシャツ
ブラウス
- ・紺系統のスクールセーター
ベスト
- ・紺系統の半ズボン
スカート
キュロット
- ・靴下の色は自由。
(ただし、式典等の場合は白。)

- ・赤白帽子
(ひもつき)
- ・白い半袖の体育服
・ゼッケン(胸と背)
- ・紺系統の短パン



(服装についての参考例)